

平成29年(ラ)第1380号 保全異議申立決定に対する保全抗告事件  
 抗告人(債務者) 宮部龍彦  
 相手方(債権者) 片岡明幸

## 証拠説明書 (甲18~33)

2017(平成29)年10月19日

東京高等裁判所第14民事部 御中

相手方ら代理人弁護士 河村 健夫

同 山本 志都

同 指宿 昭一

同 中井 雅人



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲18	ドメイン情報 「同和地区.みんな」	写 2016年 3月29日 (印刷日)	債権者ら代 理人弁護士 中井雅人	債務者が、ウェブサイト「同和地区Wiki」( <a href="http://xn--dkrxs6lhlg.xn--q9jyb4c/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8">http://xn--dkrxs6lhlg.xn--q9jyb4c/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8</a> )を管理していること。	
甲19	「ビューロクラット」	写 2016年 3月29日	wikipedia	ビューロクラットが、利用者に削除者・巻き戻し者・インターフェース編集者権限を付与することができる、管理者の上に位置づけられる利用者権限区分等を意味すること。	
甲20	利用者一覧	写 2016年 3月30日	債務者	2014年5月7日、WikiSysop(ウィキシスオペ)、Tottoriloop(鳥取ループ)が登録されたことによって、同和地区Wikiが開設されたこと。	

甲21	活動中の利用者 一覧	写	2016年 3月29日	債務者	「同和地区Wiki」の利用者一覧で、2016年3月29日現在で、「過去30日間に何らかの活動をした利用者の一覧」を表示したところ、Tottoriloopが65回の操作を加え、それ以外には、1名の利用者が3回の操作を加えただけだったことが示されていること。
甲22	ツイッター (鳥取ループ)	写	2014年 5月6日～ 5月11日	債務者	債務者が、2014年5月8日に「同和地区wikiを設置しました。まだほとんどコンテンツがなく、これから長い作業になります。接続にはTorが必要です。」と述べていること、同月11日には「同和地区Wikiのアドレスを微妙に変えました。こちらにアクセスしてください。例によってTorが必要です。」と述べ、変更後のURLを添付し、さらに「同和地区Wikiを開設しました。」と、自身が「鳥取ループ」として情報発信しているブログとリンクさせていること、同年5月7日に「全国部落解放協議会はネタ」と述べていること、等。
甲23	示現舎記事(示 現舎とは何か)	写	2016年 4月20日	債務者	債務者が、「昨日、横浜地裁相模原支部の仮処分決定が届きました。決定の内容はこちらです。おそらく今度は間接強制がかけられるので、『同和地区.みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました。」などと述べていること。
甲24	意見書	写	2016年 6月20日	債務者	債務者が、横浜地裁相模原支部 平成28年(ワ)8号 間接強制申立事件の意見書においても「仮処分決定正本の

					到達日に、全ての債務を履行済みである」などと述べていること。
甲25	判例 (東京地裁2002 (平成14)年6月 26日 判例タイム ズ1110号92頁)	写	2003年 3月15日	判例タイム ズ社	ウェブサイト管理者に対し、当該ウェブサイト内の他人の名誉を毀損する投稿について、削除義務があること、損害賠償責任を負うことが認められた判例。
甲26	同和地区 「Wiki」メイン ページ	写	2016年 4月19日	債務者	債務者が、「同和地区Wiki」メインページにおいて「編集者は、Torを導入の上、以下のアドレスからアクセスすることを要します。Torなしでの編集はできません。Torの使用は読者・編集者を保護するためのもので、サーバーを保護することを目的としていません。」などと述べていること。
甲27	報告書 (新たなサイバ ー犯罪に関する 課題と今後の対 策について)	写	2013年3月	警視庁サイ バー対策課 総合セキュ リティ対策 会議	Torの匿名性の高さ等その意味内容の説明。 Torの悪用例やTorの危険性等Torの問題点。
甲28	会議発言要旨 (第3回)	写	2013年 1月31日	同上	同上。
甲29	Tor	写	2017年 1月5日	Wikipedia	同上。
甲30	示現舎記事(追 跡! 部落地名総 鑑(前編・後 編))	写 し	2016年 1月13日 1月18日	債務者	債務者が「示現舎編集長 鳥取ループこと宮部龍彦」であることを前提として、ウェブサイト「同和地区Wiki」を開設し運営・管理している旨記載していること。

甲31	示現舎記事（ついに「部落地名総鑑」の原典が発見される）	写し	2016年1月6日	債務者	債務者が「全国部落調査」を取得して電子化し、ウェブサイト「同和地区Wiki」に公開する旨掲載していること。
甲32	示現舎記事（東京法務局人権擁護部から事情聴取されました）	写し	2016年2月22日	債務者	①債務者は、「同和地区Wiki」開設当初から、「同和地区Wiki」の内容を自ら管理・編集し続けており、その内容を熟知していたこと。 ②「同和地区Wiki」というサイトでは、「全国の同和地区」を公表しており、人権侵害が懸念される。同サイトは、法務局等の削除の要請により一時は削除されたが、プロバイダを国内から海外へ移し、現在も閲覧可能となっている。」という内容を含む質問主意書が初鹿明博 衆議院議員から国会に提出されたこと。
甲33	同和地区Wikiに関する質問主意書	写し	2016年2月1日	初鹿明博	甲31の②と同じ。

平成29年（ワ）第1380号 保全異議申立決定に対する保全抗告事件  
 抗告人（債務者） 官部龍彦  
 相手方（債権者） 片岡明幸

2017年10月19日

## 準備書面 1

東京高等裁判所第14民事部 御中

相手方代理人弁護士 河村 健 夫

同 山本 志 都

同 指宿 昭 一

同 中井 雅 人



### 第1 ウェブ上の記事掲載に係る債務者の責任

#### 1 「同和地区.みんな」の記事掲載に対する債務者の責任

債務者官部は「同和地区.みんな」の管理を行っていることが、ドメインの管理状況から明らかであり、当該ウェブサイトへの書き込みの多寡を問わず、自ら管理している当該ウェブサイト上における記事掲載について責任を免れない（以下（1）で述べる）。

また、この理は、ウェブサイト上で多数の者が書き込みができる建前をとっているウェブサイトであっても変わるものではない（以下（2）で述べる）。

このような判断が、本件の原審である債務者官部の自宅の仮差押えに対する保全異議審の決定でも示されている（以下（3）で述べる）。

ウェブサイト管理者に対し、当該ウェブサイト内の他人の名誉を毀損す

る投稿について、削除義務があること、損害賠償責任を負うことが認められた。これは、書き込んだ者が誰かわからない掲示板という「危険なホームページ」を開設している者に対し、名誉権保護の見地から厳しい義務を課したものと評価されている（以下（4）で述べる）。なお、「同和地区.みんな」は、Tor(トーア)という特殊な通信システムを利用し、身元を隠して投稿することが可能な設定になっている。この通信システムは、犯罪に利用されることが危惧され、治安当局も注意喚起を促しているものであって、当該ウェブサイトの「危険性」はきわめて高い（以下、（5）で述べる）。

また、債務者官部は、自ら「同和地区.みんな」上の「同和地区 wiki」に投稿を繰り返し、自らも率先して、あるいは他の人物になりすまして、記事の記載を行い、「同和地区 wiki」の内容を実質的に作成していることが強く窺われる。プラットフォームを設置し、その管理を行っているというのを超えて、掲載された記事に責任を有する立場にあることは明らかである（以下、（6）で述べる）。

#### （1）債務者官部による「同和地区.みんな」の管理

債務者は、債務者官部が「同和地区.みんな」のドメインを管理していることを認めるが、一方で、内容についてまで債務者の管理が及ぶものではない旨主張している。

しかし、ドメインを所有し管理しているにもかかわらず、その内容を管理できないということはある得ない。ドメインを所有し、自らホームページを開設している者が当該ホームページを管理できないということはある得ない。つまり、ドメイン所有者が、自らウェブサイト上に設置した掲示板等に投稿された権利侵害情報の内容を知らないということはある得ても、その権利侵害情報を削除する等の管理を行えないということはある得ない。

##### ア 「whois」情報

インターネットで使用される IP アドレスやドメインは、それぞれに登録者が決まっており、IP アドレス登録者やドメイン登録者には、一定の情報を提供することが義務付けられている。この登録者の情報を照会するサービスを「whois」という。

「同和地区. みんな」の「whois」情報（甲18）には、「registrant name（ドメイン登録者名）」も「registrant organization（ドメイン登録組織）」も「Tatsuhiko Miyabe」と債務者官部の氏名が記載され、登録者の住所、電話番号についても債務者が本件裁判において用いているものが記載されている。「Admin name（ドメイン管理者）」にも「Tech name（技術担当者名）」にも同じく、債務者官部の氏名、住所、電話番号が記載されている。この記載から、債務者官部が、「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区. みんな」）のウェブサイト管理者であることは明白である。

#### イ 同和地区 Wiki 上の利用者権限

債権者は、2016年3月30日に、「同和地区 Wiki」上の「利用者一覧」を取得しているが、そこでは、「ビューロクラット」（利用者に管理者権限やビューロクラット権限を付与すること、利用者に削除者・巻き戻し者・インターフェース編集者権限を付与することができる、管理者の上に位置づけられる利用者権限区分のこと（甲19））として、2014年5月7日、WikiSysop（ウィキシスオペ）、Tottoriloop（鳥取ループ）が登録されたことによって、同和地区 Wiki が開設されたことが明示されている（甲20「利用者一覧」）。

そうすると、債務者官部が、万が一、「同和地区.みんな」ドメイン内のウェブサイト上の投稿について自ら投稿していない権利侵害情報があったとしても、その管理責任を負う以上、不法行為責任を免れることができないのは当然である。

#### ウ 債務者官部自身のインターネット上での発言

債務者官部は、自身が「鳥取ループ」というペンネームを使って情報発信を行っているツイッター上に、2014年5月8日に「同和地区 wiki を設置しました。まだほとんどコンテンツがなく、これからが長い作業になります。接続には Tor が必要です。」と書き込み、URL を添付している。また、同月11日には、「同和地区 Wiki のアドレスを微妙に変えました。こちらにアクセスしてください。例によって Tor が必要です。」と書き込んで、変更後のURL を添付し、さらに、「同和地区 Wiki を開設しました。」と、自身が「鳥取ループ」として情報発信しているブログとリンクさせている。そこには、「同和地区 Wiki

を開設しました」というタイトルのもと、「同和地区を全て網羅して調査すべく、『同和地区 Wiki』を開設しました。言わば21世紀の全同和地区実態調査サイト…」という宣伝文句が掲げられていた（甲22）。

このブログの記事は、「同和地区を全て網羅して調査すべく、『同和地区 Wiki』を開設しました。言わば21世紀の全同和地区実態調査サイトです。同和地区の実態調査は過去何回か政府により行われてきましたが、これを民間の力でやっけてしまおうという考えです。」と続いている（甲4）。

そして、鳥取ループこと債務者官部が上記記載を行った2014年5月8日とは、債務者官部が同和地区 Wiki を開設したことが「利用者一覧」上で明らかな、2014年5月7日深夜の翌日であり、債務者官部が同和地区 Wiki を自身の目的達成のために開設したものであることが裏付けられる。

債務者官部は、また、2016年1月、示現舎のホームページに、「鳥取ループ」名で、「追跡！部落地名総鑑」という文章を2回に分けて掲載している。ここでは、被差別部落の一覧を掲載した図書を総称して、俗に部落地名総鑑と呼ばれるとして、部落地名総鑑の資料についてどのように扱うべきかという難問を解決するには、「部落地名総鑑を無料で公開すればよい」として（甲30・3頁）、3つのアプローチを提示している。

そして、3つのアプローチのうち、第一は現存する部落地名総鑑を探すこと、第二は自分で作ること、第三は部落地名総鑑の原典を探すことだとし、第一については徹底的にやってみたが難しく、第二については「同和地区 Wiki」を作成することで、そこそこまでいっているが、情報のばらつきが多くなってしまったため、第三のアプローチに挑戦したところ、2015年12月に、某所で原典と思われる「全国部落調査」を見つけることができた、と記載している（甲30、甲31）。

つまり、債務者官部は、被差別部落の一覧という資料を広く世間に提供するという共通の目的のための、異なるアプローチとして、「同和地区 Wiki」の開設と「全国部落調査」の出版・公開を位置づけているのである。



同和地区 Wiki について書かれた第二のアプローチの部分には、以下のような記載がある（甲 30・4頁）。

「部落地名総鑑を手に入れることは無理でも、都道府県、市区町村単位の部落一覧を手に入れるのであれば比較的敷居は低い。行政や運動団体が出版したものが図書館に普通に置かれていることがあるし、隣保館等の同和対策施設の場所から明らかになることもある。

時には実地調査も行いつつ、それらを地道に収集すれば部落地名総鑑を作ることができるのではないかと。情報化が進行した現在では、ひよつとすると昔より高精度な物が作れるかもしれない。

そのために著者が開設したサイトが、同和地区 Wiki である。」

つまり、ここでは、高精度な現代版部落地名総鑑を作ること、それを目的にして、債務者官部自身が「同和地区 Wiki」を開設し、そこへの情報集約を呼びかけていることがこれ以上ないほど明確に示されている。

また、債務者官部は、ウェブサイトの記事掲載に関する仮処分決定が出た後、「『同和地区.みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました。」（甲 23）と述べているのであり、「仮処分決定正本の到達日に、全ての債務を履行済みである」（甲 24）と述べているのであるから、「同和地区.みんな」ドメイン内の投稿内容について、自己の意思のもとに管理を行っていたことは明らかである。

## （2）投稿が可能であっても管理責任を負うのは当然である

「同和地区.みんな」（ウェブサイト「同和地区 Wiki」）が、不特定多数者が書き込むことができる Wikipedia と同様のものだとしても、債務者が内容についてまで管理責任を負うという結論にはいささかも影響しない。

債務者が運営管理している「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区.みんな」）は、前記 whois 情報からも明らかなように債務者官部が運営責任を負うことが明示されているホームページである。その内容を見ても、Wikipedia と比べれば、比較にならない規模の情報量が掲載しているに過ぎない、個人的に管理・運営を行うホームページであり、債務者の

「Wikipediaと同様」などという主張は、民事責任を免れるための口実に過ぎない。

しかも、Wikipediaも権利侵害情報の削除義務、場合によっては損害賠償責任を免れているわけではない。インターネット上の表現についても、新聞テレビ等のメディアでの表現または私人による公衆の面前での表現などインターネット以外での表現と同様に、準拠法の問題を除けば、当然に民法、刑法等の実体法規の適用がある。したがって、Wikipediaと同様であったとしても、債務者は「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区. みんな」）内の権利侵害情報の削除義務や損害賠償責任を負う。

### (3) 原決定の結果

本件の原審において、本年7月11日、横浜地方裁判所相模原支部は、仮差押決定を認可する決定を下した（平成28年（モ）第2058号）。

同決定は、債務者宮部を「同和地区 Wiki」の記事について、「削除したりデータの掲載停止を行うことが可能な権限を有していることは明らか」であることを理由にして、同和地区 Wiki の管理者であることを認め（13頁）、債務者宮部が、「自ら開設した『同和地区 Wiki』の掲載された記事内容については、常日頃から十分にチェックし、把握していたものと考えられる」として、「情報の送信を防止する措置を講じるべきなのであって、そのような措置を取ることなく放置した場合には、債務者自身が当該情報を掲載したと同視し得るものとして、当該違法な情報により生じた損害に対する賠償責任を負うものというべきである」と判断した（14頁）。

この判断は、結論として妥当であり、かつ理由づけも合理的である。債務者宮部が、同和地区 Wiki の管理者としての責任を負うことは明らかといえる。

### (4) 裁判例の状況

ウェブサイト管理者に責任を課している裁判例として、動物病院対2ちゃんねる事件・東京地裁2002（平成14）年6月26日 判例ダイ

ムズ1110号92頁(甲25)では、ウェブサイト管理者に対し、当該ウェブサイト内の他人の名誉を毀損する投稿について、削除義務があること、損害賠償責任を負うことが認められた。この判例は、真実性・真実相当性の抗弁について管理者側がその存在を主張立証しなければならないとした。これは、書き込んだ者が誰かわからない掲示板という「危険なホームページ」を開設している者に対し、名誉権保護の見地から厳しい義務を課したものである。

本件でも、債務者は、「同和地区 Wiki」メインページにおいて「編集者は、Torを導入の上、以下のアドレスからアクセスすることを要します。Torなしでの編集はできません。Torの使用は読者・編集者を保護するためのもので、サーバーを保護することを目的としていません。」と述べている(甲26)。Tor(トーア、英語: The Onion Router)とは、以下に述べるように、IPアドレスを相手に知られることなくインターネットに接続したり、メールを送信したりできる匿名の通信システムである。すなわち、「同和地区 Wiki」書き込んだ者が誰かわからない掲示板という「危険なホームページ」なのである。

したがって、「同和地区.みんな」ドメインのウェブサイト管理者である債務者も、債権者の権利を侵害する投稿について当然、厳しい削除義務を負い、損害賠償責任を負うのである。

#### (5) 当該ウェブサイトの危険性

##### ア Tor(トーア)を利用した「危険」なウェブサイト

Torとは、IPアドレスを相手に知られることなくインターネットに接続したり、メールを送信したりできる匿名の通信システムである。

Torは使用者のコンピュータ、これにインストールする専用ソフトウェア及びインターネット網に存在するリレーサーバから構成されている。リレーサーバはP2P技術を応用して発信元のコンピュータから送信先のコンピュータまでの通信を中継するネットワークを構成している。一般的な通信の場合には、発信元のコンピュータと送信先のコンピュータとの間で直接通信が行われるのに対し、Torを利用した通信の場合は、発信元コンピュータから世界中のインターネット上にあるリレーサーバのうち任意の3台を経由して、送信先のコンピュータと

通信が行われる（甲27図1）。このとき、送信先のコンピュータには最後に経由したリレーサーバと通信が行われたという記録は残るものの、経由した各リレーサーバは当該通信に係る記録を残さないように設計されており、また、通信経路のうち最後に経由したリレーサーバと送信先のコンピュータを除いて、発信元コンピュータとリレーサーバ間及び経由したリレーサーバ間の通信は全て暗号化される。これらの仕組みにより Tor は送信先側のコンピュータに残る通信に係る記録から直接経路をたどって発信元を特定することを困難にしている。

日本では、2012年のいわゆる「パソコン遠隔操作事件」の発生を受け、Tor の存在がマスコミにより連日報道された。また、ここ数年、Tor を悪用した犯罪行為が発生しており、殺人予告やオンラインバンキング等への不正アクセス、2010年の警視庁国際テロ捜査情報流出事件でも使用が確認されている（甲27・甲29）。

そこで、警察庁の有識者会議は、2013年4月18日の報告書において「国内外で Tor が悪用され犯罪に使われている状況を鑑みるに、対策が必要」として、末端となる Tor ノードの IP アドレスからアクセスがあった場合には通信を遮断するよう、国内のウェブサイト管理者に自主的な取り組みを要請する構えを見せている（甲27・甲28・甲29）。

また、警視庁サイバー対策課の下に設置された総合セキュリティ対策会議の報告書（甲27）や議事録（甲28）では、次のように報告されている。

「サイバー犯罪捜査においては、被害に係るコンピュータ端末等から得られる通信に係る記録を基に発信先を事後的に追跡することとなるが、高度匿名化技術はこの事後追跡を困難にするという点において極めて大きな障害となっている。」（甲27）

「Tor について諸外国で共通しているのは、Tor が悪用された場合には通信履歴の追跡によって犯人を特定することは困難だということです。他方で、それに対する取組は各国ばらばらです。サイバー犯罪が国境を越えて行われることを考えれば、理想的には、世界中の関係国で同じ認識で対応していくことが望ましいのですが、各国との協調を待っていたのでは、現実に Tor が犯罪に悪用されている状況

に対して効果的な手が打てないのではないかというのが出発点です。そこで、事業者側の自主的な取組ということで、日本国内の事情に照らしてTorを使う必然性や必要性があまりないという前提に立てるのであれば、日本国内においてはTorからのアクセスを制限するという手法が犯罪の抑止という観点から有効ではないか、という形の提言には意味があると事務局としては考えております。」(甲28)

つまり、Torを使用してインターネット上で名誉毀損等の犯罪を行ったとしても、捜査の専門集団である警察ですら、「事後追跡を困難にするという点において極めて大きな障害」と述べ、Torの使用禁止を求めるほど、犯人の特定が困難だということである。

そうすると、私人が、インターネット上での権利侵害の被害回復のために削除請求や損害賠償請求などの民事的措置を採ろうとする場合に、当該ウェブサイトへのアクセスがTorを使用しなければならないようになっていけば、もはや記事の投稿者すなわち請求の相手方を特定することは不可能である。ウェブサイト管理者ではなく、記事投稿者を特定しなければ、被害回復できないとすると、被害者としては被害回復の途が閉ざされることになる。

そうすると、債務者が、「同和地区 Wiki」メインページにおいて「編集者は、Torを導入の上、以下のアドレスからアクセスすることを要します。Torなしでの編集はできません。Torの使用は読者・編集者を保護するためのもので、サーバーを保護することを目的としていません。」(甲26)と述べ、投稿者の特定ができないようにしているのは、極めて悪質であり、匿名の投稿しかできない環境を作出して「危険なホームページ」という場を提供し、人権侵害や差別行為を煽っている債務者は責任を免れない。

#### (6) 債務者宮部の実際の書込状況

さらに、上述した「同和地区 Wiki」の利用者一覧で、2016年3月29日現在で、「過去30日間に何らかの活動をした利用者の一覧」を表示したところ、Tottoriloopが65回の操作を加え、それ以外には、1名の利用者が3回の操作を加えただけだったことが示されている(甲21)。

このことから、「同和地区 Wiki」が、債務者が主張するように、不特

定多数の者が編集に関与していたのではなく、ほとんど債務者官部が投稿し、編集を行っていたものであることが窺える。

## 第2 プロバイダ責任制限法について

### 1 プロバイダ責任制限法が適用されないこと

プロバイダ責任限定法は、その規定に従った対応をとったプロバイダ等の責任を免責（限定）する法律なのであって、悪質な情報発信を行った加害者を免責する法律ではない。したがって、前記第1のとおり、悪質な情報発信を続ける債務者は、プロバイダ責任制限法により免責されることはない。

また、特定電気通信役務提供者とは、「特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。」（プロバイダ責任制限法2条3号）。この「他人の通信を媒介」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝達・交換し、隔地者間にある他人と他人の通信を取り次ぎ、または仲介してその完成に寄与することをいう。前記第1で述べたとおり、客観的事実から、債務者官部が「同和地区 wiki」ホームページを運営管理していたことは明白なのであって、しかも、ほとんどの投稿は債務者自らが行ってきたと認定できる。そうすると、債務者官部は、ウェブサイト「同和地区 Wiki」で自ら情報発信をしていただけであり、何ら通信の取次や仲介をしていない。そのため、債務者官部は「特定電気通信役務提供者」に該当しない。

### 2 プロバイダ責任制限法が適用されたとしても免責されないこと

仮に、債務者官部が「特定電気通信役務提供者」に該当するとしても、債務者官部は、「同和地区 Wiki」開設当初から、「同和地区 Wiki」の内容を自ら管理・編集し続けており、その内容を熟知していたといえる（甲30・6～7頁、甲32）。また、甲32では、第190回国会質問第一〇四号「同和地区 Wiki に関する質問主意書」（提出者提出者 初鹿明博 衆議院議員）が引用されている（甲33）。この質問主意書に記載されているように債務者官部は、法務局の削除要請により一時削除されたにもかかわらず、プロバイダを国内から海外に移し、「同和地区 Wiki」を晒し続けることに拘泥したのである。さらに、債務者官部が、被差別部落所在地情報の

公開に強く固執していることからすると、「自ら開設した『同和地区 Wiki』の掲載された記事内容については、常日頃から十分にチェックし、把握していたもの」と考えるのが合理的であり、そのことは、上述した本書面「第1」に記載した各事情からも明白である。そうすると、債務者官部は、「情報の送信を防止する措置を講じるべきなのであって、そのような措置を取ることなく放置した場合には、債務者自身が当該情報を掲載したと同視し得るものとして、当該違法な情報により生じた損害に対する賠償責任を負うものというべきである」とする現決定の判断は、けだし妥当とである。

それゆえ、債務者官部は、「部落解放同盟関係人物一覧」も含め「同和地区 Wiki」で公開されている内容を熟知していたといえる。したがって、債務者官部が、「情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていた」のは明らかである。

したがって、債務者がプロバイダ責任制限法によって免責されることはあり得ない。

以 上